

## 有料職業紹介基本契約書、返戻金についての記載文を抜粋

(紹介手数料の返還)

### 第10条

第8条に定めた紹介手数料について、採用者が甲に入社後、自己都合により退職または採用者の責に帰する事由により解雇された場合、乙は甲に対し、次の基準で紹介手数料を返還するものとする。

(1) 入社後2カ月未満で退職した場合：報酬額の100%

(2) 入社後2か月以上、4か月未満で退職した場合：報酬額の50%

2 紹介手数料の返還は採用者が退職した日の属する月の末日締め翌月末日振込みとし、消費税等と併せ、甲の指定する口座に振り込み返還するものとする。尚、振り込み手数料に関しては乙の負担とする。